

## 令和4年度 第1回 広島県最低賃金専門部会 資料目次

資料 No. 1 広島県最低賃金専門部会委員名簿(令和4年度)

資料 No. 2 令和4年最低賃金に関する実態調査の概要 .....P. 1

広島地方最低賃金審議会  
広島県最低賃金専門部会 委員名簿

令和4年度

広島労働局

令和4年7月20日任命

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	三井 正信	広島大学 教授
労働者代表	国友 雅彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	角 直樹	電機連合中国地方協議会 事務局長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会（連合広島） 副事務局長
使用者代表	巢守 佳之	巢守金属工業株式会社 代表取締役社長
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

(注) 各側50音順

令和4年

# 最低賃金に関する実態調査の概要

広島労働局

【令和4年7月21日作成】

# 令和4年

## 最低賃金に関する実態調査の概要

### 資料目次

別添1	最低賃金に関する実態調査の概要について	P 3
別添2	統計用語について	P 4
別添3	令和4年地域別最低賃金対象産業における規模別未満率、未満労働者数	P 6
別添4	令和4年地域別最低賃金対象産業における規模別中位数、平均賃金額	P 7
別添5	規模別賃金分位数と対前年増減率の推移	P 8
別添6	令和4年賃金分布図(グラフ)	P 10
	1.賃金分布図【全労働者】	
	2.賃金分布図【一般労働者】	
	3.賃金分布図【パート労働者】	
別添7	全国と広島県の地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移	P 13
別添8	全国と広島県の地域別最低賃金額及び影響率の推移	P 14
別添9	令和4年広島県地域別最低賃金額の引上げ試算表	P 15
別添10	広島県地域別最低賃金額の推移(平成元年度～)	P 16



## 1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の改正のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の範囲

### (1) 地域

広島県全域

### (2) 産業

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

### (3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1~99人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1~29人の民営事業所のうちから、「平成28年経済センサス(令和2年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所から無作為に抽出した事業所である。

### (4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1~29人の事業所については全労働者、労働者30~99人の事業所については2分の1の労働者を調査範囲とした。

## 3 調査の時期及びその方法

調査方法は、通信調査又はオンライン調査とし、令和4年6月分の賃金等について6月に実施した。

## 統計用語について

## 1 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1 などの境界に当たる数値を当該分布の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数と呼び、2 分の 1 (即ち中央) に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$  番目と  $(n \div 2 + 1)$  番目の値の算術平均ということになります。

中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において算術平均より利用しやすい数値となる点です。

## 2 分布範囲とは

分布範囲とは、分布の最も大きい値と最も小さい値の差をとったものです。

この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

### 3 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = ( C - A ) / 2$$

Q: 4分位偏差      A: 第1・4分位数      C: 第3・4分位数

### 4 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が 30 万円に対する4分位偏差5万円と、中位数 20 万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$4\text{分位分散係数} = ( C - A ) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数      C: 第3・4分位数      M: 中位数

### 5 未満率、影響率とは

未満率とは、現在、決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

## 令和4年地域別最低賃金対象産業における規模別未満率、未満労働者数

	未満率	未満労働者数
	%	人
規模計	1.6	5,812
規模(1~9人)	2.6	3,971
規模(10~29人)	0.9	1,655
規模(30~99人)	0.7	187

全労働者数	364,347
-------	---------

資料出所：広島労働局「令和4年最低賃金に関する実態調査結果」



## 令和4年地域別最低賃金対象産業における規模別中位数、平均賃金額

	中位数	時間当たり平均賃金額
規模計	1,172 円	1,372 円
規模(1~9人)	1,154	1,416
規模(10~29人)	1,191	1,348
規模(30~99人)	1,117	1,281

資料出所：広島労働局「令和4年最低賃金に関する実態調査結果」

規模別賃金分位数と対前年増減率の推移

別添5

規模	内 訳	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
合 計	第1・20分位数 (円)	770	800	820	848	872	871	900
	対前年増減率 (%)	2.67%	3.90%	2.50%	3.41%	2.83%	-0.11%	3.33%
	第1・10分位数 (円)	800	800	846	850	880	880	900
	対前年増減率 (%)	2.56%	0.00%	5.75%	0.47%	3.53%	0.00%	2.27%
	第1・4分位数 (円)	850	881	915	920	930	930	950
	対前年増減率 (%)	0.00%	3.65%	3.86%	0.55%	1.09%	0.00%	2.15%
	中 位 数 (円)	1,068	1,100	1,174	1,200	1,172	1,101	1,172
	対前年増減率 (%)	1.14%	3.00%	6.73%	2.21%	-2.33%	-6.06%	6.45%
規 模	内 訳	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
1 5 9 人	第1・20分位数 (円)	770	800	820	850	871	871	899
	対前年増減率 (%)	2.67%	3.90%	2.50%	3.66%	2.47%	0.00%	3.21%
	第1・10分位数 (円)	782	800	850	850	880	880	900
	対前年増減率 (%)	2.89%	2.30%	6.25%	0.00%	3.53%	0.00%	2.27%
	第1・4分位数 (円)	820	882	978	943	940	950	950
	対前年増減率 (%)	-3.19%	7.56%	10.88%	-3.58%	-0.32%	1.06%	0.00%
	中 位 数 (円)	1,007	1,080	1,250	1,196	1,177	1,134	1,154
	対前年増減率 (%)	-4.46%	7.25%	15.74%	-4.32%	-1.59%	-3.65%	1.76%
規 模	内 訳	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
1 0 5 2 9 人	第1・20分位数 (円)	800	798	820	845	872	871	900
	対前年増減率 (%)	5.26%	-0.25%	2.76%	3.05%	3.20%	-0.11%	3.33%
	第1・10分位数 (円)	800	800	830	850	880	880	900
	対前年増減率 (%)	0.60%	0.00%	3.75%	2.41%	3.53%	0.00%	2.27%
	第1・4分位数 (円)	881	875	900	900	900	920	950
	対前年増減率 (%)	3.65%	-0.68%	2.86%	0.00%	0.00%	2.22%	3.26%
	中 位 数 (円)	1,073	1,099	1,087	1,131	1,120	1,090	1,191
	対前年増減率 (%)	6.03%	2.42%	-1.09%	4.05%	-0.97%	-2.68%	9.27%
規 模	内 訳	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
3 0 5 9 9 人	第1・20分位数 (円)	805	805	820	865	880	871	900
	対前年増減率 (%)	3.21%	0.00%	1.86%	5.49%	1.73%	-1.02%	3.33%
	第1・10分位数 (円)	821	830	842	900	937	872	910
	対前年増減率 (%)	2.63%	1.10%	1.45%	6.89%	4.11%	-6.94%	4.36%
	第1・4分位数 (円)	953	940	950	1,067	1,080	930	970
	対前年増減率 (%)	3.93%	-1.36%	1.06%	12.32%	1.22%	-13.89%	4.30%
	中 位 数 (円)	1,249	1,219	1,217	1,303	1,307	1,101	1,117
	対前年増減率 (%)	4.61%	-2.40%	-0.16%	7.07%	0.31%	-15.76%	1.45%
規 模	内 訳	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
3 0 5 9 9 人	第1・20分位数 (円)	53,031	48,199	48,903	86,670	44,619	27,766	26,504
	対前年増減率 (%)							
	第1・10分位数 (円)							
	対前年増減率 (%)							
	第1・4分位数 (円)							
	対前年増減率 (%)							
	中 位 数 (円)							
	対前年増減率 (%)							

(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

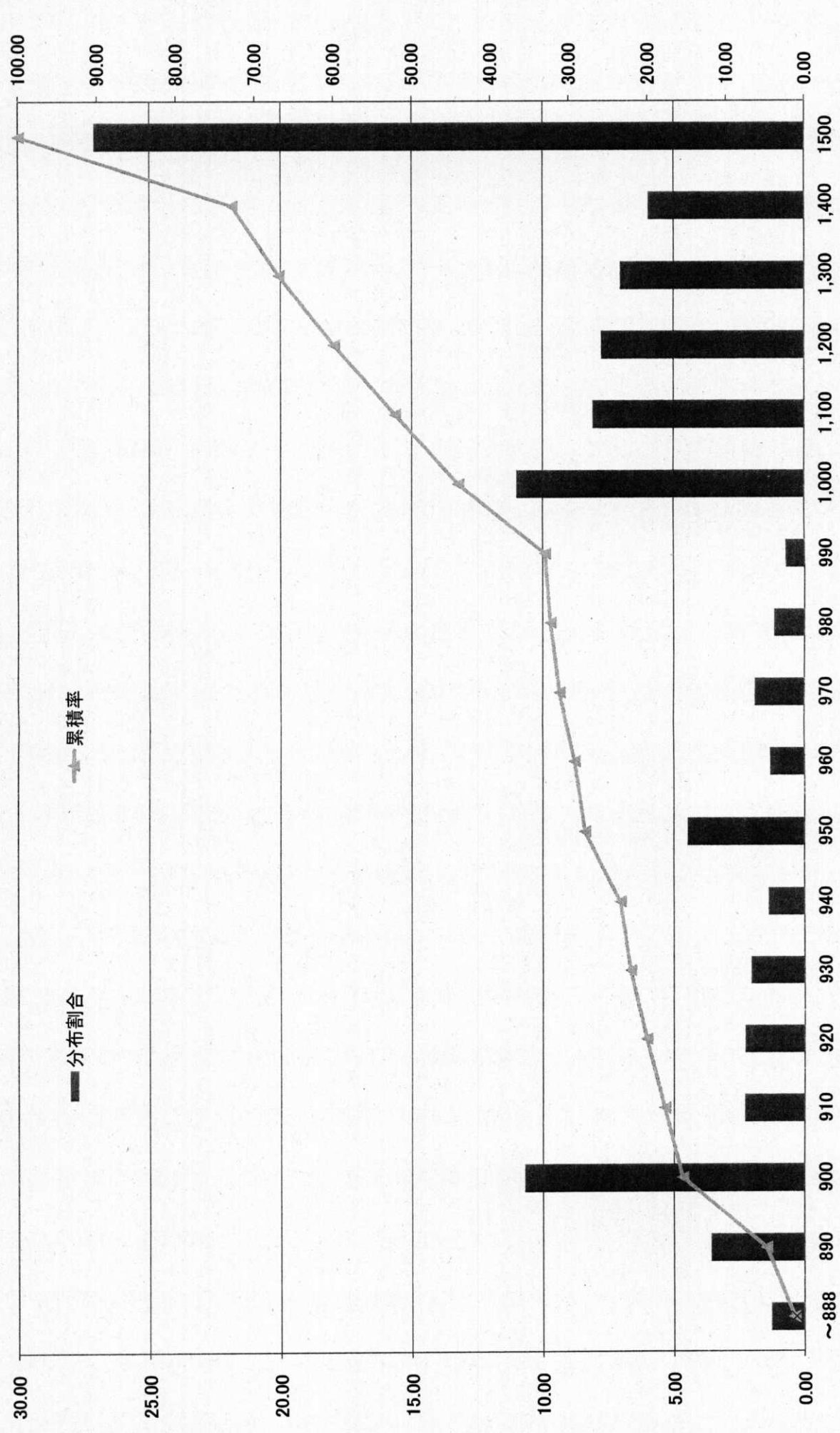
広島県地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移

年 度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
時 間 額	793	818	844	871	871	899	
引 上 率 ( % )	8.19%	3.15%	3.18%	3.20%	0.00%	3.21%	
発 効 日	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.1	R1.10.1	R3.10.1	
未 満 率 ( % )	1.4%	1.0%	1.3%	2.5%	2.2%	2.6%	
影 響 率 ( % )	7.3%	11.9%	9.6%	13.1%	2.2%	13.8%	

累積率 (%)

### 賃金分布図(全労働者)

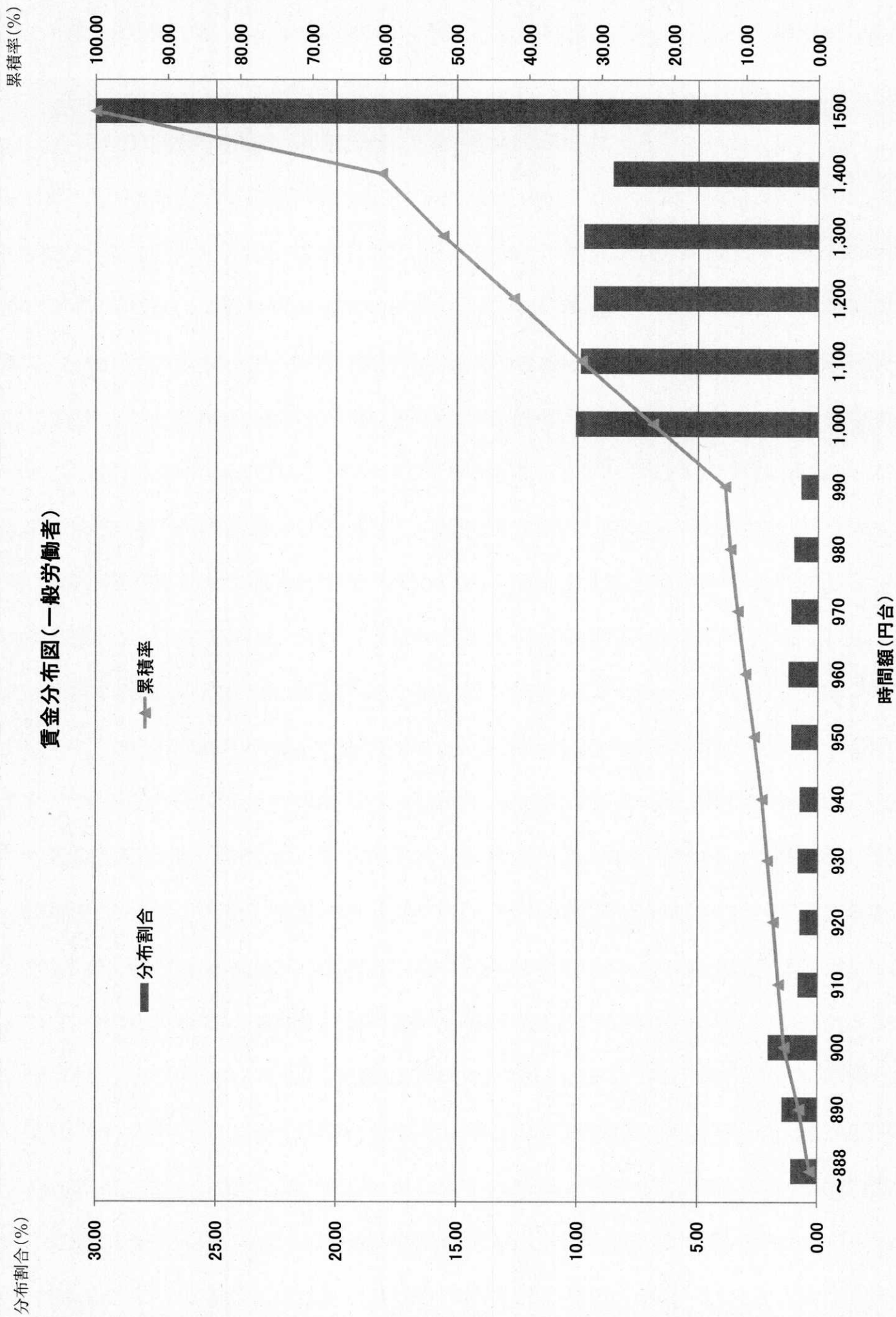
分布割合 (%)



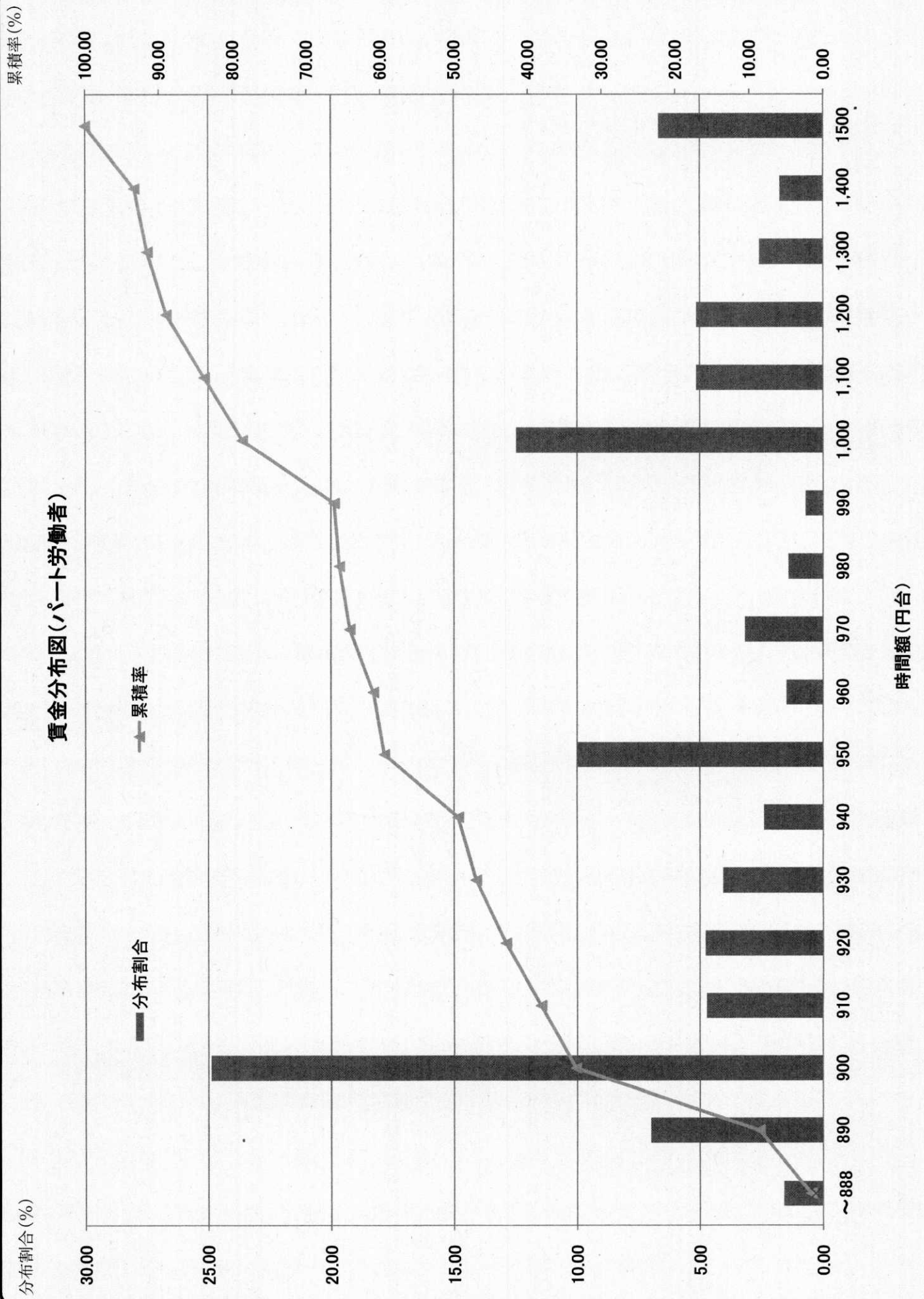
時間額 (円台)



### 賃金分布図(一般労働者)



### 賃金分布図(パート労働者)



# 全国と広島県の地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
地域別最低賃金 (円) 《加重平均》	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930
未満率 (%)	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7
影響率 (%)	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2
未満率 (%)	1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7
影響率 (%)	2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9
地域別最低賃金 (円)	710	719	733	750	769	793	818	844	871	871	899
未満率 (%)	2.4	0.3	0.8	1.7	1.0	1.4	1.0	1.3	2.5	2.2	2.6
影響率 (%)	4.4	4.1	6.9	7.8	7.7	7.3	11.9	9.6	13.1	2.2	13.8

資料出所：全国及びBランクの数値：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成23年度～令和3年度）

広島の数値：広島労働局「最低賃金に関する実態調査」（平成23年度～令和3年度）

- (注) 1 地域別最低賃金額(以下、単に「最低賃金額」という)は、全国加重平均である。
- 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。
- 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。



全国と広島県の地域別最低賃金額及び影響率の推移

別添8

年度	広島		全国		Bランク
	改定後の最低賃金額	影響率(%)	改定後の最低賃金額	影響率(%)	影響率(%)
平成元年	475	3.1	492		
2年	498	3.2	516	4.5	
3年	525	3.1	542	3.5	
4年	545	2.6	565	2.9	
5年	564	1.4	583	2.1	
6年	577	1.4	597	2.1	
7年	591	1.7	611	1.9	
8年	604	1.6	623	2.1	
9年	615	2.4	637	2.0	1.9
10年	627	2.3	649	2.1	1.7
11年	633	1.8	654	1.9	1.6
12年	638	1.8	659	1.9	3.3
13年	643	1.7	663	1.8	1.5
14年	644	1.3	663	1.9	2.1
15年	644	1.5	664	1.6	1.4
16年	645	1.2	665	1.5	1.1
17年	649	0.7	668	1.6	1.3
18年	654	1.3	673	1.5	1.3
19年	669	2.5	687	2.2	1.9
20年	683	2.2	703	2.7	2.8
21年	692	2.3	713	2.7	1.9
22年	704	4.8	730	4.1	3.2
23年	710	4.4	737	3.4	2.9
24年	719	4.1	749	4.9	3.1
25年	733	6.9	764	7.4	5.4
26年	750	7.8	780	7.3	5.2
27年	769	7.7	798	9.0	6.0
28年	793	7.3	823	11.1	8.6
29年	818	11.9	848	11.9	9.8
30年	844	9.6	874	13.8	12.3
令和元年	871	13.1	901	16.3	14.2
令和2年	871	2.2	902	4.7	3.4
令和3年	899	13.8	930	16.2	14.9

- (注) 1 資料出所：毎年の厚生労働省及び広島労働局の「最低賃金実態調査」による。  
 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した場合に、改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合を指す。  
 3 全国の最低賃金額は、加重平均である。  
 4 広島県は、平成12年度にCランクからBランクに変更された。



令和4年広島県地域別最低賃金額の引上げ試算表

別添9

【一般労働者+パート労働者】

【一般労働者】

【パート労働者】

引上げ額	引上げ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数	影響率	(影響を受ける)労働者数	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(累計・人)	(%)	(累計・人)	(%)	(累計・人)
【 現 行 】		899						
1	0.11	900	4.8	17,622	2.5	5,748	8.6	11,874
2	0.22	901	14.9	54,141	3.9	8,849	32.8	45,292
3	0.33	902	14.9	54,184	3.9	8,892	32.8	45,292
4	0.44	903	15.0	54,637	4.1	9,345	32.8	45,292
5	0.56	904	15.0	54,637	4.1	9,345	32.8	45,292
6	0.67	905	15.0	54,637	4.1	9,345	32.8	45,292
7	0.78	906	15.2	55,526	4.2	9,522	33.3	46,005
8	0.89	907	15.3	55,708	4.3	9,634	33.4	46,074
9	1.00	908	15.3	55,795	4.3	9,721	33.4	46,074
10	1.11	909	15.3	55,795	4.3	9,721	33.4	46,074
11	1.22	910	15.5	56,622	4.6	10,367	33.5	46,254
12	1.33	911	17.0	61,999	4.7	10,542	37.3	51,456
13	1.45	912	17.1	62,130	4.7	10,674	37.3	51,456
14	1.56	913	17.1	62,324	4.8	10,762	37.3	51,562
15	1.67	914	17.1	62,324	4.8	10,762	37.3	51,562
16	1.78	915	17.4	63,327	5.1	11,554	37.5	51,773
17	1.89	916	17.5	63,770	5.1	11,598	37.8	52,172
18	2.00	917	17.6	63,960	5.2	11,788	37.8	52,172
19	2.11	918	17.6	63,960	5.2	11,788	37.8	52,172
20	2.22	919	17.8	64,724	5.4	12,192	38.0	52,532
21	2.34	920	17.8	64,964	5.4	12,192	38.2	52,772
22	2.45	921	19.2	70,040	5.8	13,013	41.3	57,027
23	2.56	922	19.2	70,110	5.8	13,013	41.3	57,096
24	2.67	923	19.2	70,110	5.8	13,013	41.3	57,096
25	2.78	924	19.3	70,440	5.8	13,193	41.5	57,247
26	2.89	925	19.4	70,531	5.8	13,193	41.5	57,337
27	3.00	926	19.7	71,861	5.9	13,342	42.4	58,519
28	3.11	927	19.9	72,602	6.1	13,769	42.6	58,833
29	3.23	928	20.0	72,971	6.1	13,838	42.8	59,133
30	3.34	929	20.0	73,015	6.2	13,882	42.8	59,133
31	3.45	930	20.0	73,238	6.2	13,882	43.0	59,357
32	3.56	931	21.3	77,596	6.2	13,972	46.1	63,624
			全労働者数	364,347	全労働者数	226,206	全労働者数	138,141

(注) 資料出所: 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

広島県地域別最低賃金額の推移(平成元年度～)

別添10

年 度	時 間 額 ( 円 )	日 額 ( 円 )	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
平成元年度	475	3,763	19	4.17	H1.10.11
平成2年度	498	3,979	23	4.84	H2.10.14
平成3年度	525	4,180	27	5.42	H3.10.21
平成4年度	545	4,359	20	3.81	H4.10.24
平成5年度	564	4,496	19	3.49	H5.10.16
平成6年度	577	4,605	13	2.30	H6.10.5
平成7年度	591	4,712	14	2.43	H7.10.5
平成8年度	604	4,812	13	2.20	H8.10.1
平成9年度	615	4,920	11	1.82	H9.10.1
平成10年度	627	5,012	12	1.95	H10.10.1
平成11年度	633	5,059	6	0.96	H11.10.1
平成12年度	638	5,104	5	0.79	H12.10.1
平成13年度	643	5,142	5	0.78	H13.10.1
平成14年度	644	—	1	0.16	H14.10.1
平成15年度	644	—	0	0.00	H14.10.1
平成16年度	645	—	1	0.16	H16.10.1
平成17年度	649	—	4	0.62	H17.10.1
平成18年度	654	—	5	0.77	H18.10.1
平成19年度	669	—	15	2.29	H19.10.28
平成20年度	683	—	14	2.09	H20.10.26
平成21年度	692	—	9	1.32	H21.10.8
平成22年度	704	—	12	1.73	H22.10.30
平成23年度	710	—	6	0.85	H23.10.1
平成24年度	719	—	9	1.27	H24.10.1
平成25年度	733	—	14	1.95	H25.10.24
平成26年度	750	—	17	2.32	H26.10.1
平成27年度	769	—	19	2.53	H27.10.1
平成28年度	793	—	24	3.12	H28.10.1
平成29年度	818	—	25	3.15	H29.10.1
平成30年度	844	—	26	3.18	H30.10.1
令和元年度	871	—	27	3.20	R1.10.1
令和2年度	871	—	0	0.00	R1.10.1
令和3年度	899	—	28	3.21	R3.10.1